

山守人会則

第1章 総則

第1条(名称)

この会の名称は、山守人(以下「本会」という)と称します。尚、南アルプスマウンテンバイク愛好会は本会の前身組織です。

第2条(所在地)

本会は、〒409-3607 山梨県西八代郡市川三郷町印沢 947-3 市川公園 MTB フィールドを所在地とします。

第3条(目的)

本会は、会員制 MTB フィールドとして、会員が、本会が管理運営に関わる諸施設（以下、一般社団法人山守人および株式会社山守人が管理運営する諸施設とする）の利用や本会の活動を通じて、会員相互の親睦や健康維持・増進を図り、人生を快適に過ごし楽しく生きるための場を提供し、地方創生に資する MTB や山道の正式な社会環境を実現し、次世代に受け継いでいくことを目的とします。

第4条(運営・管理)

本会は、一般社団法人山守人(以下「本法人」という)が運営、管理にあたります。

第2章 会員

第5条(会員)

- 1 本会は会員制とし、本会の趣旨に賛同し、かつ本法人が入会を認めた方を会員とします。
- 2 会員は、本会則および本会の諸規則や本法人の指示に従い、本会を利用することができます。
- 3 本会の会員は、本法人の準会員または賛助会員に位置付けられます。

第6条(会員の種別)

- 1 会員の種別は、次の通りとします。
 - (1)個人会員（高校生以上）
 - (2)子供会員（中学生以下）
 - (3)法人会員
- 2 各会員の本会が管理運営に関わる諸施設の利用範囲、その条件、および特典については、本法人が定めます。

第7条(未成年者の取り扱い)

未成年者が会員になろうとする時は、本人とその親権者が連署して申し込むものとします。この場合、親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第8条(会員資格条件)

本会に入会できるのは、本会の趣旨に賛同し、本会則を承認した方で、かつ次のいずれにも該当する方とします。

- (1)本会の会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方で、他の会員に対しても品位を持って行動できる方
- (2)反社会的勢力に関与されていない方
- (3)刺青をする等会員として当法人が不適切と認める事由のないこと

第9条(入会)

- 1 本会に入会を希望する方は、所定の申込書により本法人に入会を申込み、本法人が開催する入会説明会に参加し、MTB が対象となる保険に加入し、本法人の承諾により契約が成立します。
- 2 本法人は、その自由な裁量により、入会申込を承認し、または、承認しないことができ、承認しない場合に、その理由を示す必要はないものとします。

第10条(入会金)

- 1 当会の入会金は無料とします。

第11条(年会費)

- 1 会員は当法人が定める年会費を前納するものとします。
 - (1)個人会員 12,000 円
 - (2)子供会員 6,000 円
 - (3)法人会員 応相談
- 2 年会費は、いかなる場合もこれを返金いたしません。

第12条(会員資格の有効期限)

会員資格の有効期間は、入会月から1年間となります。尚、退会の申し出が無い場合は自動更新となります。

第13条(会員資格の停止および除名等)

会員が次の各号の一つに該当すると当法人が認めた場合には、当法人は会員資格の一時停止または除名することができます。

- (1) 本会則または細則等、当法人の定める規則、当法人の指示したこと等に違反した場合
- (2) 諸会費、諸料金の支払いを3か月間滞納した場合
- (3) 本会の諸施設を故意に毀損した場合
- (4) 本会の名誉、信用を毀損し、秩序を乱した場合
- (5) 他の会員等に対する暴言暴力等の迷惑行為または本会の運営に支障を与えるような行為をした場合
- (6) その他本会の会員としての品位を損なう行為のあった場合

第14条(会員資格の喪失)

会員は、次の場合、その資格を失います。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 死亡
- (4) 解散
- (5) 破産

第15条(会員資格の譲渡、貸与)

本会の会員資格は、いかなる場合もその資格を譲渡、貸与または担保等に供することはできません。

第16条(会員リストバンド)

- 1 当法人は会員に対して会員リストバンドを貸与するものとし、会員が本会を利用する場合には、必ず会員リストバンドを装着するものとします。
- 2 会員は会員リストバンドを他の人に貸与することはできません。
- 3 会員は会員資格を喪失した時は、速やかに会員リストバンドを返還しなければなりません。
- 4 会員が会員リストバンドを紛失した場合には、直ちに所定の手続きを取り、当法人に再貸与を申請するものとします。

第17条(会員活動)

- 1 当法人が指定し開催する会員が参加するMTBの普及啓蒙の催事運営や山道の整備等を行う活動を会員活動とする。
- 2 会員活動では、当法人の指示に従い活動を行うものとする。
- 3 会員活動に会員が参加した場合は、終日5,000円(半日の場合は半額)の謝礼を参加した会員に当法人から支払うものとする。

第 18 条(退会)

- 1 会員は当法人に対して書面もしくは電磁的方法にて更新月の前月末日までに退会の申し出をすることで退会することができます。その期日が過ぎて退会の申し出があり、且つ、毎月 13 日に年会費自動引落が確定した場合は、年会費から振込手数料を差し引いた金額を振込にて返金するものとします。
- 2 会員は未払い料金のある場合には完納いただきます。
- 3 年会費納入を 3 か月間滞納した場合は退会いただきます。

第 3 章 施設利用

第 19 条(施設の利用)

会員は本会が管理運営に関わる諸施設を利用する場合には、当法人の定める諸規定、注意事項を厳守し、当法人の指示に従わなければなりません。

第 20 条(施設の利用範囲)

会員は、前条に基づき、本会が管理運営に関わる諸施設を利用することができます。但し、行政等との約束により制限がある場合があります。当法人は、会員に対して利用する上で必要なスキルおよび経験を求めることができます。またイベント開催等の理由により利用を制限することができます。

第 21 条(施設の変更・閉鎖)

- 1 当法人は、必要に応じて本会の施設を変更、閉鎖、または廃止することがあります。
- 2 当法人は、次の場合、本会の施設の全部または一部を閉鎖することがあります。
 - (1) 気象、フィールドコンディション、災害、その他の理由により開場が困難と認められる場合。
 - (2) 施設の改修、修繕の場合。
 - (3) 法令の改正、改廃、または行政指導等による場合。
 - (4) 当法人が、運営上、必要と認めた場合。
- 3 前 2 項による本会が管理運営に関わる諸施設の閉鎖については、会員は補償その他何らかの請求異議申し立てをすることはできません。

第 22 条(利用不可日)

本会は、保守点検のため、必要な範囲内で利用不可日を設ける場合があります。

第 23 条(損害賠償責任)

- 1 会員は、本会の利用中、自己の責任に帰すべき事由により当法人または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

2 会員が同伴した者については、同伴した会員が該当者と連帯してその賠償の責に任ずるものとします。

第 24 条(事故・盗難)

会員が、本会の利用に際して生じた盗難、傷害、その他事故について当法人は一切損害賠償の責任を負いません。会員が同伴した者についても同様とします。但し、当法人の調査により当法人に過失があると認めた場合は、当法人は一定の賠償をするものとします。

第 25 条 (秘密保持・目的外使用の禁止)

1 会員は、本会又はこれに関連若しくは付随して知り得た本会の情報を本会の書面による事前承認を得ない限り、第三者に公表し又は漏洩してはならない。但し次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 当該情報が、これを得たときにおいて既に公知のものであったとき。
- (2) 当該情報が、当事者の故意又は過失によることなく公知のものとなったとき。
- (3) 当該情報と同一の情報を、第三者から守秘義務を負うことなく法律上正当な権限に基づき入手したとき。

2 本条は、退会後も効力を維持するものとする。

第 4 章 その他

第 26 条(変更事項の届出)

1 会員は、住所、連絡先、メールアドレス、その他入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに当法人に届け出るものとします。

2 会員から届出のあった住所またはメールアドレス、会員名宛に当法人が通知書等を発送もしくは送信した場合には、それらが延着または到着しなかった場合でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第 27 条(諸料金の変更)

当法人は、会員が負担する入会金、会費等の諸料金を社会経済情勢等の変動により変更することがあります。

第 28 条(運営関与の制限)

会員は、本会および当法人の運営には当法人が認めた場合を除き、関与することができません。

第 29 条(規則)

本会則の定めのない事項については、当法人が別途定める規則、利用規程等に定めます。

第 30 条(改正)

当法人が必要と認めた場合、本会則の改定を行うことができ、その効力は全会員に適用されるものとします。